

# 京都外国語大学国内交換留学規程

令和2年11月26日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、京都外国語大学学則（以下「学則」という。）第44条第3項の規定により、京都外国語大学（以下「本学」という。）の学部の学生の国内交換留学（以下、「留学」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程による留学とは、学生が国内の協定大学において学修し、本学が教育上有益であると判断したものをいう。

(留学生数)

第3条 国内交換留学生（以下「留学生」という。）数については、協定により定める。

(募集)

第4条 留学生の募集は、留学する年度の前年度に行うものとする。

(出願資格)

第5条 出願できる者は、出願時から留学終了時において英米語学科ダイヤモンドコースを除く本学の学部に在学し、協定大学及び本学が指定した資格を有していなければならない。

(出願手続き)

第6条 留学を希望する場合は、前条の資格を有し、別に定める募集要項に掲げる書類を所定の期日までに教育支援部へ提出しなければならない。

(選考・決定)

第7条 留学生の選考・決定は、教学マネジメントに関する委員会（以下「委員会」という。）及び執行部会議において審議し、学長がこれを決定する。

(留学期間)

第8条 留学期間は、本学の学期を単位とし、1学期間又は2学期間とする。ただし、留学の開始時期及び終了時期については、当該留学の趣旨に応じて別に定める。

2 留学期間中の学籍上の取り扱いは「留学」とし、留学期間は、修業年限及び在学年限に算入する。ただし、修業年限への算入は、京都外国語大学留学規程第2条及び第3条に規定する「留学」と合わせて、2学期間を限度とする。

(留学開始)

第9条 留学の開始にあたっては、次に掲げる書類を所定の期日までに教育支援部へ提出しなければならない。

- (1) 国内交換留学開始届
- (2) 誓約書
- (3) その他本学が必要と認めた書類

(留学期間中の学費)

第10条 留学期間中の学費は、学則第44条第2項の規定によるものとする。

(留学期間中の報告)

第11条 留学期間中は、所定の報告書を教育支援部へ提出しなければならない。

(留学期間中の帰学)

第 12 条 留学期間中に疾病等やむを得ない理由により帰学する場合は、教育支援部へ届け出のうえ、許可を得なければならない。

2 自然災害、疫病等により緊急を要する場合は、帰学を勧告又は指示することがある。

(留学終了の手続き)

第 13 条 留学終了後、次に掲げる書類を所定の期日までに教育支援部へ提出しなければならない。ただし、留学先大学の学年暦等やむを得ない理由により所定の期日までに留学終了の手続きができない場合は、事前に教育支援部に連絡し、指示を受けなければならない。

(1) 国内交換留学終了届

(2) その他本学が必要と認めた書類

(単位認定の申請手続き)

第 14 条 単位の認定を希望する場合は、留学終了後、次に掲げる書類を所定の期日までに、教育支援部へ提出しなければならない。ただし、留学先大学の学年暦等やむを得ない理由により所定の期日までに単位認定の申請手続きができない場合は、事前に教育支援部に連絡し、指示を受けなければならない。

(1) 単位認定願

(2) 留学先大学が発行した成績証明書又はそれに準ずるもの

(3) その他本学が必要と認めた書類

(留学期間中に修得した単位の認定)

第 15 条 留学期間中に修得した単位は、本学の卒業要件単位として次の上限単位の範囲内で一括又は振替により認定を行う。

なお、単位の認定にあたっては、筆記試験又は口頭試問等を課すことがある。

(1) 1 学期間留学した場合は、26 単位を上限とする。

(2) 2 学期間留学した場合は、48 単位を上限とする。

2 前項の規定に定める「一括」とは、留学先大学で履修した授業内容に関係なく留学先大学で修得した単位を一括して授業科目区分毎に本学の卒業に必要な単位として認定することをいう。

3 第 1 項の規定に定める「振替」とは、本学の授業科目に類似した授業科目を留学先大学で履修した場合に限って、修得した単位数に応じて本学の卒業に必要な単位として認定することをいう。

4 第 1 項の規定に定める単位の認定を希望する者は、教育支援部へ所定の手続きをとらなければならない。

5 単位の認定は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

(留学の取り消し又は中止)

第 16 条 留学を許可された者が、次の各号のいずれかに該当した場合、学長は委員会の議を経て、留学を取り消し又は中止することができる。ただし、緊急事態においては、学長の緊急要請による会議の議を経て、学長がこれを行う。

(1) 都道府県の首長が発表する「感染症危険情報」のレベルに基づき、留学生の安全確保ができないと本学が判断した場合

(2) 留学の開始前に留年が決定した場合

- (3) 本学及び留学先大学において、学生としてふさわしくない行為を行った場合及び修学の状況が不良な場合
- (4) 本人又は留学先大学の事情により留学を継続できなくなった場合
- (5) 所定の期日までに必要な書類及び報告書を提出しない等、定められた義務を怠った場合
- (6) 学則及び諸規程に反した場合
- (7) 募集要項等に定める出願資格の条件を満たせなくなった場合
- (8) 確約書及び誓約書に反した場合
- (9) 問診票の健康状態についての虚偽が露見した場合
- (10) 前項にかかわらず、本学が留学を取り消し又は中止を必要と判断した場合

(改 廢)

第 17 条 この規程の改廢は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

- 1 この規程は、令和 2 年 11 月 26 日から施行する。
- 2 この規程の施行前に留学を開始した者については、この規程の施行後も、なお従前の規程による。

附 則

この規程は、令和 5 年 5 月 11 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 5 年 5 月 11 日改正、令和 6 年 3 月 17 日改正、令和 6 年 7 月 18 日改正)